

引受事務要領

受付方法	<p>水先の求めの受け付けは、次のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>(1) 合同事務所の窓口における受付 (所在地 : 神戸市)</p> <p>(2) 電話による受付 (電話番号 : 078 - 391 - 7193)</p> <p>(3) ファクシミリによる受付 (F A X 番号 : 078 - 391 - 7180)</p> <p>(4) 本会ホームページによる受付 (但し、当会発行の代理店別 I D、パスワードによる入力を要す。)</p>
受付事項	<p>水先の求めの受け付けに当たっては、次のすべての事項について、利用者から情報を得るものとする。</p> <p>(1) 船名、総トン数、全長、喫水、多層甲板船該当の有無、速力及び積荷の種類</p> <p>(2) 船舶所有者 (水先法第 3 条) の氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 水先区間及び水先開始予定時刻</p> <p>(4) 輸出免税等 (消費税法) 該当の有無及び検疫の要否</p> <p>(5) その他利用者から得た特別な事項</p>
当直表	<p>会員の休息時間及び休日確保し、水先の求めの受け付けを計画的に行うことにより、会員の安全かつ確実な水先業務の実施を確保するため、毎週、翌々週一週間分の会員ごとの水先業務の対応体制等を内容とする当直表を作成し、毎週月曜日までに公表するものとする。</p>
受付条件	<p>1 . 水先人の選任について利用者からの要請がない場合</p> <p>(1) 原則として、利用者から水先開始予定時刻の 2 4 時間前までに申し込みされたものであること。</p> <p>(2) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p> <p>2 . 水先人の選任について利用者から要請がある場合</p> <p>(1) 次のすべての要件を満たすものであること。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 当該水先人が水先開始予定日に公務就業中、公務就業前後、ハーバー当直入直中、又は休暇中でないこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 当該水先人が就業可能であり、かつ休養時間を確保できていること。</p>

ハ 原則として、水先の求めと同時に、指名・逆指名の理由を記した書面を付し、合同事務所を経由して申し込みされたものであること。

ニ 逆指名の理由が正当であること。

ホ 当該要請を受けた水先人がすでに他の利用者から要請を受けている場合においては、その業務時間若しくは移動時間又は休息時間等を勘案し、充分に対応できる時間的な余裕があること。

尚、当該要請によって発生する費用（旅費）等については、利用者が負担すること。

ヘ 当該要請を受けた水先人が遠隔地にて滞在中の場合においては、移動時間等を勘案して充分に対応できる時間的な余裕があること。

尚、当該要請によって発生する費用（旅費）等については、利用者が負担すること。

ト 一つの利用者が特定の水域、又は船舶について、長期にわたり継続的に特定の水先人の選任を要請すること等により、当該水先人以外の水先人の技術的水準の確保に支障が生じるおそれがないと認められる要請であること。

チ 以下のいずれかの事情が生じた場合には、当該要請について解除できることを、あらかじめ利用者が了解していること。

水先開始予定時刻の大幅な変更により、他の利用者に対する業務の提供に支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき。気象若しくは海象の状況又は水域事情等が水先要請の受付時点と著しく変化したとき。

当該水先人に、急遽、疾病若しくは災害が生じた場合、又は公務に従事しなければならない等、やむを得ない事情が生じた場合。

リ 当該要請が、当会の現行業務制限に適合したものであること。

ヌ 指名により、水先人の安定的な供給及び船舶航行の安全に支障が生じないこと。

ル 2名の水先人の配乗を要する船舶については、2名の水先人とも、選任の要請の対象とする。

(2) ハーバー業務については、(1)の要件のほか、次の要件を満たしていること。

	<p>イ 選任の要請は、原則として同一港につき1日1名とする。</p> <p>ロ 同一水先人に連日継続して選任の要請をすることができないものとする。</p> <p>(3) 当該水先の求めについて、気象及び海象の状況並びに水域事情等に基づいて作成する安全運航基準に適合したものであること。</p>
会員への連絡	<p>本会が受け付けた水先の求めについては、次に掲げるところにより会員に対し連絡を行うものとする。</p> <p>(1) 水先人の選任に関し利用者から要請があった場合には、遅滞なく、当該要請のあった会員に連絡するものとする。</p> <p>(2) 前号に掲げる以外の場合には、当直表の中から、水先人の休息時間の確保その他の事情を考慮して本会が選任し、遅滞なく、当該選任した会員に連絡するものとする。</p> <p>(3) 前2号による会員への連絡方法は、電話、ファクシミリ、電子メールその他確実な手段により行うものとする。</p>

別表3（第17条関係）

水先業務経験年数に応じた業務制限

水先業務経験年数	就業範囲（一級水先人）
1年未満	3万総トン以下の船舶とする。 但し、単独で行う危険物船及び旅客船を除く。
2年未満	6万総トン以下の船舶とする。 但し、旅客船を除く。
3年未満	10万総トン以下の船舶とする。

上表の業務制限にかかわらず、就業3ヵ年未満の一級水先人は、次の各種船舶については主水先人としては応招しないものとする。

- 7万総トン以上のタンカー（危険物船）
- 2.5万総トン以上の液化ガス運搬船（危険物船）
- 3万総トン以上の旅客船